

玉名市国土強靱化地域計画

令和2年3月

玉 名 市

目次

はじめに 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第1章 基本的な考え方 3

- 1 計画の基本目標
- 2 強靱化を推進する上での留意事項

第2章 本市の地域特性 4

- 1 地理的特性
- 2 自然環境
- 3 本市における災害リスク

第3章 脆弱性評価 6

- 1 評価の枠組み
- 2 リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

第4章 強靱化の推進方針 15

第5章 計画の推進と進捗の管理 27

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震などの大地震をはじめ、近年は毎年のように、「これまでに経験したことのないような」豪雨等が頻発し、それによる大規模な水害や土砂災害が発生している。そのような状況の中、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性は、官民間わず広く認識されるようになった。

また、今後、高い確率で発生が想定される南海トラフ地震等による津波被害は、本市においては地勢上の特性により、太平洋側の地域よりも軽く収まることが想定されるものの、布田川・日奈久断層帯及び雲仙断層群等を震源とする地震被害を加え、地震による人的・物的被害の発生は少なからず想定されていること、台風や集中豪雨による浸水・土砂災害は程度の多寡はあるものの毎年のように発生していることから、その対策は、重要かつ喫緊の課題となっている。

一方、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、熊本県においては、熊本地震の発生を受け、平成 29 年 10 月に「熊本県国土強靱化地域計画」を策定し、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」の実現に向けた取組みが進められている。

よって、本市においても、大規模自然災害が、いつ発生してもおかしくないとの認識の下、国及び県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、災害に強く「安全安心な玉名市づくり」を着実に推進するため、「玉名市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

「玉名市国土強靱化地域計画」は、基本法第13条に基づき、本市における国土強靱化の指針となるものであり、本市の行政運営の指針となる玉名市総合計画との整合及び調和を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となるものである。

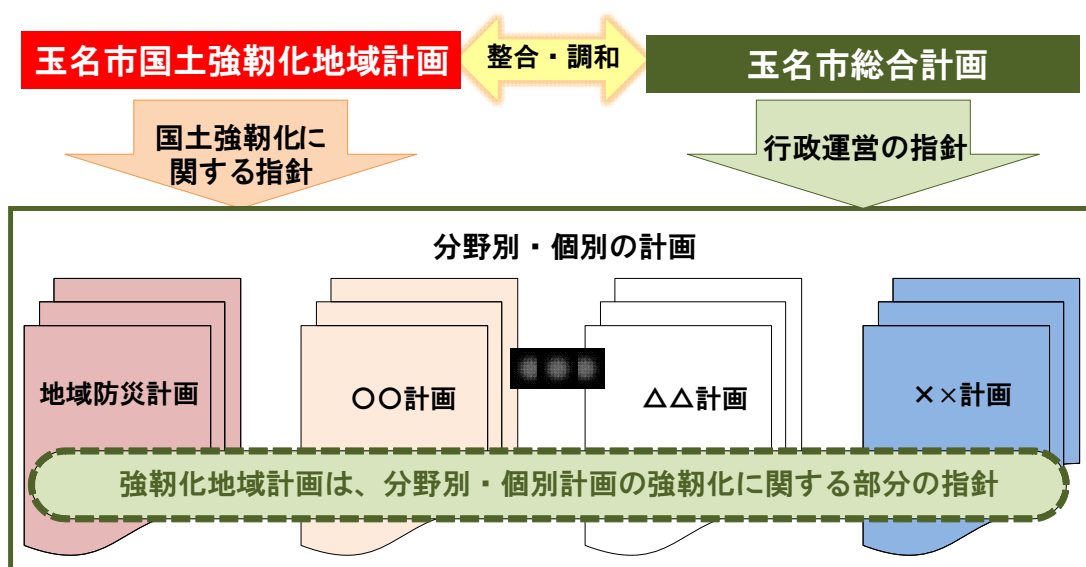


図 玉名市国土強靱化地域計画の位置付け

3 計画の期間

玉名市国土強靱化地域計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。ただし、社会情勢の変化や国及び県における強靱化施策の推進状況などにより必要となった場合には、計画期間中においても見直すことができるものとする。

第1章 基本的な考え方

1 計画の基本目標

国の国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）や熊本県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）に掲げられた基本目標を踏まえ、本計画においては、次に掲げる4点を基本目標とします。

- I 市民の生命を守ること
- II 地域及び社会の重要な機能を維持すること
- III 市民の財産及び公共施設等に係る被害を最小化すること
- IV 迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での留意事項

上記、本計画の基本目標の達成に向け、国の基本計画や県計画に掲げられた基本的な方針を踏まえつつ、特に次の事項に留意しながら取り組むこととします。

- 本市の強靱化を損なう要因について、あらゆる側面から検討すること
- 短期的な視点のみならず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進すること
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官民が適切に連携し、役割分担して取り組むこと
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫すること
- 公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行うこと
- 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できるよう、環境を整備すること
- 高齢者、障害者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること

第2章 本市の地域特性

1 地理的特性

本市は、熊本県の北西部に位置し、南北約 17 km、東西約 14.5 km、市域の面積は約 152 km²、南東部の金峰山系の山々で熊本市と、北西部の小岱山で荒尾市と接している。また、阿蘇の外輪山を源流とする菊池川が市域の北から南へ縦断して有明海に注いでおり、平野部と市街地が市域の中央部に広がり、豊かな自然環境の中、九州新幹線や J R 鹿児島本線をはじめ、国道 208 号などによる道路網によって、交通の便にも恵まれた地域である。

2 自然環境

本市が属する熊本地方の気候の特性としては、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが比較的厳しい内陸的な気候であり、本市の年平均気温は 16.3℃、年間降水量は 1783.1 mm（岱明アメダス）。

また、九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい傾向にある。特に、梅雨時期の降水量は多く（6月と7月の2か月間で、年間降水量の約 37%を占める。）、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因になる。

3 本市における災害リスク

(1) 風水害

ア 梅雨時期の大雨による水害

前述のとおり、本市では梅雨時期に大雨が発生することが多いが、熊本県内で比較すると最も降水量が少ない地域でもある。ただし、本市での降水が少ない場合でも、菊池川上流部での大雨による増水が発生することがあり、特に満潮時に重なるときなどは予断を許さない。

過去の事例としては、平成 2 年に月瀬地区において越水により 135 世帯が床上浸水し、被害総額が 21 億円に上った。また、平成 30 年 7 月には、菊池川の警戒水位を超えたため、避難勧告（後に避難指示）を発令し、総人口の約 1%にあたる 561 人が避難する事態が発生した。さらに、昭和 32 年には、天水地区の山あいにおいて大規模な土石流（山津波）が発生し、52 人に上る尊い人命が奪われた記録もある。

一方、近年は雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、都市化による土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生し

てきている。本市においては、幸いにも人命が奪われるような規模ではないものの、床下・床上浸水など、家屋への被害の発生は毎年のように続いている。

イ 台風による災害

本市では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に、大きな被害が発生しやすく、有明海沿岸では高潮災害の可能性も高くなる。一方、九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて、大雨による災害が発生しやすくなる。ただし、ほとんどの場合、総雨量は九州山地の東側（宮崎県や大分県）よりも少なくはなる。

台風被害の事例としては、平成3年9月の台風19号が顕著である。同台風は、中心気圧940ヘクトパスカルの勢力で長崎県佐世保市付近に上陸し北東へ進み福岡市付近を通過した。全国的に大きな被害を受け、台風の中心進路の東南にあたる本市においても、建物の屋根や外壁等が強風で飛ばされ、地域によっては停電が1週間程度続くなど、近年では最大級の被害が発生することとなった。

(2) 地震災害

本市に影響を及ぼす主要活断層としては、①布田川・日奈久断層帯、②雲仙断層群があり、これに加え、③南海トラフも、その想定される規模の大きさから本市への影響は多大であると想定される。

平成28年4月の熊本地震では、最大震度6弱を2回記録し、人命に関わる被害は発生しなかったものの、家屋の倒壊や屋根瓦の損傷等、多くの被害が発生した。

(3) 火山による災害

熊本県内では、阿蘇山が有史以降噴火を繰り返しているが、本市との位置関係を鑑みると、有明海対岸の雲仙普賢岳の方が影響大である。事実、平成3年の大火砕流発生などの際には、偏西風により大量の火山灰が海を越えて降り注ぎ、農作物や建物（雨どい等）への被害が相次いだ。

また、寛政4年（1792年）5月に発生した雲仙普賢岳の噴火による山体崩壊により津波が発生した。この津波は、対岸である当市をはじめとする熊本県の広い地域に被害をもたらし、「島原大變肥後迷惑」と言われるように岱明地区の下沖洲で流出家屋85軒、溺死305人をはじめとし、本市周辺も甚大な被害を受けた。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本市の地域特性及び災害リスクを踏まえ、本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が、県計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、49の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画においては、本市の地域特性を考慮して、次のとおり、7つの「事前に備えるべき目標」と、29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1 大規模自然災害(以下「大規模災害」という。)が発生したときでも人命の保護が最大限図られること	1-1	大規模地震等による建物・施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	津波、高潮、台風及び集中豪雨等の大規模風水害等による死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること	2-1	食料や飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

3 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能
4 大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	4-1	地場企業の生産力低下による地域経済の停滞
	4-2	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	4-3	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	4-4	食料等の安定供給が停滞する事態
5 大規模災害発生後であっても、ライフラインの確保と早期復旧を図ること	5-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態
	5-2	上水道の長期間にわたる供給停止
	5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-4	地域交通ネットワークの長期にわたる機能停止
	5-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
6 制御不能な二次災害を発生させないこと	6-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2	有害物質等の大規模拡散・流出
	6-3	農地等の荒廃による被害の拡大
7 大規模災害発生後であっても、地域社会が迅速に再建可能な条件を整備すること	7-1	大量に発生する産業廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-4	道路等の被災による機能不全に伴い復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

前項で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、その脆弱性を評価（当該事態を回避するための取組みの方向性）したところ、評価結果は次に掲げるとおりとなった。

1 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること

1-1

大規模地震等による建物・施設等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生

- ・住宅及び公共施設等、あらゆる建築物等の耐震化が必要。
- ・建築物内の室内安全対策が必要。
- ・ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策が必要。
- ・自主防災組織など、共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要。
- ・消防団の強化を図り、地域防災力の向上が必要。
- ・避難行動要支援者への支援体制が必要。
- ・救助活動や救援物資輸送等に支障が生じないように、幹線道路の強化が必要。

1-2

津波、高潮、台風及び集中豪雨等の大規模風水害等による死傷者の発生

- ・津波、高潮、大雨等、各種ハザードマップの検証が必要。
- ・避難路、避難場所の安全性の確保が必要。
- ・災害情報の収集、伝達体制の強化が必要。
- ・避難勧告等の適切な発令が必要。
- ・防災訓練による実効性の向上が必要。

1-3

大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生

- ・危険区域であることの事前周知が必要。
- ・災害情報の収集、伝達体制の強化が必要。
- ・避難勧告等の適切な発令が必要。
- ・防災訓練による実効性の向上が必要。

1-4

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ・市民等への情報伝達体制の強化が必要。
- ・市民の防災意識を向上させる取り組みが必要。
- ・防災教育や防災活動の推進が必要。
- ・避難勧告等の適切な発令が必要。

2 大規模災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること

2-1

食料や飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ・避難所や家庭、事業所での防災用品の備蓄が必要。
- ・災害協定業者と連携し、機能強化に向けた取り組みが必要。
- ・上水道の応急給水体制の整備が必要。

2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ・孤立集落の発生防止に向けた道路整備の推進が必要。
- ・中山間地域における地域防災力の向上が必要。
- ・熊本県防災消防ヘリコプター等との連携が必要。

2-3

警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞

- ・救急救助機関が機能を維持するための対策が必要。
- ・警察や自衛隊との連携による日常的な機能強化に向けた取り組みが必要。
- ・救助活動に支障を来さない道路整備の推進が必要。
- ・共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要。

2-4

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- ・石油商業組合との燃料供給体制の構築が必要。
- ・救助及び救急活動に必要な燃料の確保が必要。
- ・災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備が必要。
- ・エネルギー供給に支障を来さない道路整備の推進が必要。

2-5

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ・医療施設の耐震化等、災害対応力が必要。
- ・災害時の医療体制及び医療救護体制の整備が必要。
- ・広域的な医療機関の連携、搬送拠点の整備が必要。
- ・熊本県防災消防ヘリコプター等との連携が必要。

2-6

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ・避難所における感染症の予防対策が必要。
- ・災害時であっても、適切に汚物进行处理する体制整備が必要。

3 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

- ・ 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要。
- ・ 庁舎の耐震化や室内安全対策等、防災機能の強化が必要。
- ・ 業務維持に必要な通信機能、電源、燃料等の整備及び確保が必要。
- ・ 広域応援協定の締結等、支援受け入れに向けた体制づくりが必要。

3-2

情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能

- ・ 防災通信及び災害情報システムなど情報通信の機能維持が必要。
- ・ 防災無線の整備はもとより、安心メールなどの普及促進が必要。

4 大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

4-1

地場企業の生産力低下による地域経済の停滞

- ・ 事業所の耐震化や事業者における業務継続計画の策定促進が必要。
- ・ 金融機関や商工団体との連携が必要。
- ・ 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備の推進が必要。

4-2

農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

- ・ 農地及び農業用施設の保全並びに漁港等の防災対策が必要。
- ・ 災害時の出荷体制を確保する体制づくりが必要。
- ・ 経営安定に向けたセーフティネット機能の構築が必要。

4-3

金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- ・ 事業者における業務継続計画の策定促進が必要。

4-4

食料等の安定供給が停滞する事態

- ・ 民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備が必要。
- ・ 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備の推進が必要。
- ・ 家庭や事業所における備蓄の促進が必要。

5 大規模災害発生後であっても、ライフラインの確保と早期復旧を図ること

5-1

電気、石油、LPガスの供給が停止する事態

- ・供給事業者との連携のもと、安定したエネルギー供給体制の構築が必要。
- ・エネルギー不足に備え、燃料の備蓄や災害対応型給油所の整備が必要。

5-2

上水道の長期間にわたる供給停止

- ・上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策等が必要。
- ・上水道施設の業務継続計画の策定促進が必要。
- ・給水車による応急給水の体制強化が必要。

5-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・下水道施設等の計画的な維持管理、耐震化及び更新の促進が必要。
- ・下水道施設等の業務継続計画に基づく体制の構築が必要。

5-4

地域交通ネットワークの長期にわたる機能停止

- ・災害発生時の公共交通の機能維持に向けた備えが必要。
- ・地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備の推進が必要。

5-5

異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

- ・水源の異常に備え、非常時に応援給水体制を整備しておくことが必要。

6 制御不能な二次災害を発生させないこと

6-1

ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ・関係機関との連携のもと、適切な点検の実施や対策に取り組むことが必要。

6-2

有害物質等の大規模拡散・流出

- ・早期発見、早期対応に向けた体制の構築が必要。
- ・関係機関との連携のもと、有害物質に係る情報共有に努めることが必要。

6-3

農地等の荒廃による被害の拡大

- ・農地の多面的機能を失しないよう、農業生産基盤の保全に努めることが必要。
- ・新たな農林業の担い手の確保、育成が必要。

7 大規模災害発生後であっても、地域社会が迅速に再建可能な条件を整備すること

7-1

大量に発生する産業廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 災害廃棄物の適切な処理ルートの確立が必要。
- ・ 災害廃棄物の一時的な仮置き場の確保が必要。
- ・ 廃棄物処理業者との連携による災害時処理体制の構築が必要。
- ・ 大量の廃棄物を最終処分するため他自治体との連携や支援が必要。

7-2

復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 市民一人ひとりの災害対応力の向上が必要。
- ・ 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要。
- ・ 災害ボランティアの活動環境整備、建設業者の担い手の確保や育成が必要。

7-3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 地域コミュニティの維持はもとより、自主防犯組織等の強化が必要。
- ・ 消防団における人材の確保、資機材の整備促進が必要。

7-4

道路等の被災による機能不全に伴い復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要。
- ・ 道路の防災・減災対策が必要。

7-5

広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 堤防の強化や高潮対策など、浸水被害を未然に防ぐ対策が必要。
- ・ 被害が発生しても早期に排水できるよう、排水機場等の整備更新が必要。

第4章 強靱化の推進方針

第2章に示した本市の地域特性を踏まえ、第3章で設定したリスクシナリオごとに、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策（○印にて列記）を推進することとする。

1 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること

【1-1】 大規模地震等による建物・施設等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災等による死傷者の発生

○ 建築物等の耐震化の推進

耐震化が済んでいない建築物は、倒壊のリスクが高く、地震発生後の避難の妨げ、地震火災の要因になる可能性が高くなることから、公共施設の耐震化を推進することはもとより、一般の住宅についても、耐震改修や建替え工事等への助成等の制度周知を進め、耐震化を促進する。

○ 建築物内及び避難路の安全対策の推進

地震による建築物からのガラス飛散や一部落下などの被害を防止するために、建築物全般の適正な維持管理、点検の重要性を継続的に啓発する。

危険ブロック塀の除却費を助成する制度の周知を進め、避難路の安全対策を進める。

○ 地域の防災力、災害対応力の向上

自主防災組織の組織率の向上はもとより、有事の際に「共助」が実現できるような組織の活性化を推進する。

防火思想の普及、火器の取扱い、消火器具の使用方法等について啓発をし、防火意識の向上を図る。

消防団員の確保及び消防ポンプ等の順次更新を図るとともに、自主防災組織等との連携を進め、災害対応力の向上と地域防災力の充実強化を図る。

自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、地域と連携した支援体制を構築する。

○ 救助活動等に必要な幹線道路の強化

有事の際、消火活動や救助活動等に支障が生じないように、幹線道路の強化を推進する。

○ 災害発生時の円滑な緊急活動を行うため、道路における舗装等の計画的な整備による減災

災害発生時に舗装、橋梁、道路附属物及び小規模道路附属物の致命的な損傷による道路の通行止めを未然に防ぐよう、これらの日常点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新により、安全性を高め減災に努める。

【1－2】 津波、高潮、台風及び集中豪雨等の大規模風水害等による死傷者の発生

○ **浸水等による被害防止策の推進**

津波、高潮、台風等による大雨による浸水被害を未然に防ぐため、河川断面の確保及び河川等の堤防、護岸の整備に努める。

また、広域的な観点から菊池川等の河川整備についても、関係市町村と連携し国等への働きかけを継続する。

○ **防災情報等の迅速かつ適切な周知**

大規模風水害の危険性を事前に知らしめる各種ハザードマップを作成、全戸配付し周知徹底する。

災害情報を適切に収集し、防災無線をはじめとする伝達体制の強化を図る。

○ **避難勧告等の適切な発令**

避難勧告等の発令にあたっては、関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な範囲に発令できるよう努める。

○ **迅速な避難のための体制整備等**

通常から防災訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。

避難路及び避難場所の安全性確保に努める。

【1－3】 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生

○ **土砂災害の防止策の推進**

土砂災害を未然に防止するため、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進するよう県に働きかけるなど関係機関と連携をとり、必要な治山施設等の整備に努める。

土砂災害区域等の住民には、土砂災害が起こりやすい場所であることを、事前に周知徹底する。

○ **有事における防災情報等の迅速な周知、避難勧告等の適切な発令**

降水量等の気象情報を詳細に把握し、防災無線等で迅速に周知するとともに、関係機関と連携のもと、避難勧告等が必要となった場合には適切なタイミングで発令できるよう努める。

○ **迅速な避難のための体制整備等**

通常から防災訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。

【1－4】 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○ **防災情報等伝達体制の構築及び市民利用の推進**

防災無線の整備・活用はもとより、必要に応じて戸別受信機も整備し、併せて、安心メール、電話応答サービスなど、屋外放送のみに頼らない多面的な情報の提供体制を構築し、市民の利用を促す。

○ **地域の防災力、災害対応力の向上**

自主防災組織の活性化を推進し、防災意識の向上を図るとともに、通常から防災訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。

自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、地域と連携した支援体制を構築する。

2 大規模災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること

【2-1】 食料や飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○ 防災用品の備蓄の推進及び災害協定による物資の確保

避難所等で利用する食料等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や事業所での備蓄を啓発し、関係機関と連携して備蓄を推進する。

物資を供給可能な業者と災害協定を締結し、有事に備える。

○ 上水道の応急給水体制の整備促進

給水車等、応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。

【2-2】 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○ 孤立集落の発生防止に向けた道路整備の推進

道路の遮断により孤立する集落の発生を防止するため、重要度の高い道路及び橋梁の耐震化を推進する。

県の防災消防ヘリコプター等の利活用について、連携して体制の構築を進める。

○ 地域の防災力、災害対応力の向上

(1-1と同じ)

○ 災害発生時の円滑な緊急活動を行うため、道路における舗装等の計画的な整備による減災

(1-1と同じ)

【2-3】 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞

○ 応急活動を担う機関の機能強化

常備消防における装備等を充実し、広域的な連携について事前に構築する。

警察や自衛隊についても、通常から連携を強化する。

○ 応急活動の効率的な展開

関係機関と連携し、合同訓練等により実効性を高める。

消防団の定数確保や機材等の充実により活動能力向上を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等の取組みを推進する。

緊急輸送に必要な重要路線を優先して、耐震性を有する道路を確保する。

○ 地域の防災力、災害対応力の向上

(1-1と同じ)

○ 災害発生時の円滑な緊急活動を行うため、道路における舗装等の計画的な整備による減災

(1-1と同じ)

【2-4】 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○ 関係機関との燃料供給体制の構築

救急活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、石油商業組合と災害対応に要する燃料供給体制の構築を図る。

○ **災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備**

災害拠点病院等、医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

○ **エネルギー供給に向けた道路整備**

幹線道路の整備はもとより、広域的な観点から高速道路や有明海沿岸道路などの自動車専用道路の整備についても、関係市町村と連携し国等への働きかけを継続する。

【2-5】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○ **医療機能等の整備**

医療施設の耐震化や業務継続計画の策定、災害時医療活動資器材の整備等、医療活動に必要な対策を促進する。

○ **搬送経路・手段の確保**

緊急輸送道路等を優先して、道路の耐震性を強化する。

県の防災消防ヘリコプター等の利活用について、連携して体制の構築を進める。

○ **災害発生時の円滑な緊急活動を行うため、道路における舗装等の計画的な整備による減災**

(1-1と同じ)

【2-6】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○ **感染症対策の推進**

平時から、感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進するとともに、災害時の避難所における手指消毒剤等の衛生用品の整備に努める。

○ **災害時におけるトイレの調達手段の確立**

簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備を促進するとともに、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る。

○ **下水道等の事業継続計画の確立**

下水道等の事業継続計画に基づき、災害時であっても汚水（汚物）を速やかに排除・処理する体制を整える。

3 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保すること

【3－1】 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

○ 行政機能の機能保持

「玉名市業務継続計画（平成31年3月策定）」に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。

庁舎など公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、資材等の整備を推進する。

防災行政無線をはじめ、災害時の通信手段の多重化を図る。

○ 支援人員の受け入れ体制の構築

人員の不足に備え、支援応援協定の締結や受援体制の整備等、支援人員の受け入れ体制を構築する。

活動の長期化による職員の身体的・精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

【3－2】 情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能

○ 防災拠点施設における情報通信設備の機能確保

非常用電源及び燃料を確保し、災害情報システムなどの機能維持に努める。

○ 防災情報等伝達体制の構築及び市民利用の推進（再掲）

（1－4と同じ）

4 大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

【4-1】 地場企業の生産力低下による地域経済の停滞

○ 事業活動の継続

大規模災害が発生した場合においても、事業継続が図られるよう、金融機関や商工団体と連携し、事業所の耐震化や業務継続計画の作成を促進する。

○ 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備

幹線道路の整備はもとより、広域的な観点から高速道路や有明海沿岸道路などの自動車専用道路の整備についても、国等への働きかけを継続する。

【4-2】 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

○ 農地、農業用施設等の保全

地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地、農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を推進する。

漁港施設の災害への耐性を強化するため、外郭、係留施設等の耐震、耐波対策を強化する。

○ 災害時の出荷体制の構築

大規模災害時の農作物等の出荷体制を確保するため、広域的な関係機関の取組みを支援するとともに、農道等の計画的な整備を行う。

○ 共済加入の促進

農漁業の経営安定を図るため、災害補償制度がセーフティネットとして役割を果たすよう、共済加入を促進する。

【4-3】 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

○ 事業者における業務継続計画の策定促進

大規模災害後、事業者が早期に事業を再開できるよう、金融事業者の事業継続計画策定を促進する。

【4-4】 食料等の安定供給が停滞する事態

○ 民間企業と連携した食料等の供給体制の整備

大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業等と食料や飲料水等の安定供給に係る協定を締結し、連携体制の強化を図る。

○ 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備

(4-1と同じ)

○ 供給が一時停止しても対応可能な備蓄の推進

物資の供給が一時停止した場合でも、暫くは自力で対応できるよう、家庭や事業所での備蓄を啓発する。

5 大規模災害発生後であっても、ライフラインの確保と早期復旧を図ること

【5-1】 電気、石油、LPガスの供給が停止する事態

○ 供給事業者との連携のもと、安定したエネルギー供給体制の構築

防災拠点、避難所、医療機関等の機能維持に必要な電力等を早急に確保するため、平時から供給事業者と連携の強化を図る。

エネルギー不足に備え、自家発電用燃料の備蓄はもとより、災害対応型給油所の整備について事業者に働きかける。

【5-2】 上水道の長期間にわたる供給停止

○ 水道施設の耐震化及び管路の老朽化対策の推進

水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、施設の耐震化及び中長期的な更新計画策定を促進する。

○ 上水道業務継続計画の策定及び応急給水体制の強化

上水道事業の業務継続計画を策定し、有事の際の給水車による応急給水の体制も強化する。

【5-3】 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

○ 下水道施設の耐震化及び計画的な維持管理の推進

大規模災害発生時の污水处理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化及び計画的な維持修繕等を促進する。

○ 下水道業務継続計画の策定

下水道施設の業務継続計画の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

○ し尿処理施設の業務継続計画の策定

し尿処理施設の業務継続計画の充実を図り、し尿等を速やかに処理する体制を整える。

【5-4】 地域交通ネットワークの長期にわたる機能停止

○ 災害に備えた交通ネットワークの向上

大規模災害発生の場合でも、公共交通の機能が最大限維持できるよう、事業者との連携を強化する。

○ 道路橋梁の耐震補強の推進

地震時に重大な損傷が発生する恐れのある橋梁について、橋長 15m以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う。安全性の確保を効率的に進めるために、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の耐震補強を重点的に進める。

○ 災害発生時の円滑な緊急活動を行うため、道路における舗装等の計画的な整備

による減災

(1-1と同じ)

【5-5】 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

○ 応急給水体制の整備

大規模災害発生に伴い、水源に異常等が発生することを想定して、平時から他自治体との連携を強化し、応援給水体制を整備しておく。

6 制御不能な二次災害を発生させないこと

【6－1】 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ **農業用ため池等の維持管理・更新**

ため池の決壊、防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、関係機関と連携のもと、適切な点検の実施や対策に取り組む。

【6－2】 有害物質等の大規模拡散・流出

○ **有害物質の流出対策等**

有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、県や事業者等、関係機関との連携のもと、情報を共有し、早期発見、早期対応に向けた体制の構築や事故発生を想定したマニュアルの整備などに取り組む。

【6－3】 農地等の荒廃による被害の拡大

○ **農地・農業水利施設等の保全管理の推進**

農地の多面的機能を失わないよう、農業生産基盤の保全管理に努める。

○ **農業の担い手の確保・育成**

農地等の荒廃による被害拡大を防ぐため、関係機関と連携し、担い手の確保・育成を図る。

7 大規模災害発生後であっても、地域社会が迅速に再建可能な条件を整備すること

【7-1】 大量に発生する産業廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害廃棄物の処理対策の推進

適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、当該廃棄物の処理ルート及び仮置き場等を確保する。

民間の廃棄物処理業者及び関連団体と協定を締結するなど、迅速な処理体制を構築する。

大規模災害に対応した、他自治体との相互援助協定の締結など、相互支援の調整を行う。

【7-2】 復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 地域の防災力、災害対応力の向上

(1-1と同じ)

○ 災害ボランティアの活動環境の整備

被災時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関と連絡を取りながら環境整備を図る。

○ 建設産業の担い手確保・育成

社会資本の整備や、災害時の応急対応など、地域の安全・安心を確保するため、業界団体等と連携して、担い手の確保・育成、市民協働に取り組む。

【7-3】 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 地域における共助の推進及びコミュニティ力の強化

大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が図れるよう、自治会、自主防犯組織と連携し、活動の活性化と強化を図る。

大規模災害時に避難所に指定されている学校の混乱を回避するため、学校と地域の連携協働体制を強化する。

○ 消防団の強化、資機材の整備促進

地域の防災力強化を図るため、消防団における人材の確保、資機材の整備促進を図る。

【7-4】 道路等の被災による機能不全に伴い復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害に対応した交通ネットワークの向上

関係行政機関による国道、自動車専用道路や主要地方道等の災害対応力の強化を働きかけるとともに、緊急輸送を担う道路の点検や橋りょうの耐震化等により、輸送手段の安全確保を図る。

○ **道路橋梁の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）**

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、橋梁の長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

○ **災害発生時の円滑な緊急活動を行うため、道路における舗装等の計画的な整備による減災**

（1－1と同じ）

【7－5】 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ **河川からの浸水や高潮等による被害を低減させる対策の実施**

堤防の強化や高潮対策など、浸水被害を未然に防ぐ対策を強化し、被害が発生した場合でも早期に排水できるよう、排水機場等の整備更新を推進する。

第5章 計画の推進と進捗の管理

強靱化の実現に向けた計画の推進にあたっては、施策及び事業の確実な推進に向け、適切な進捗管理が重要となる。そこで、主要な取組事業の一覧を別冊で作成し、必要が生じた際には更新を重ね、事業の概要を整理することとする。

この取組事業一覧を活用し、今後の社会状況の変化や、国・県等の国土強靱化計画の変更を考慮しながら、PDCAサイクルによる進捗状況等の把握を行う。